

いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なければさうに決し、とりはからいます。

○松浦委員長 日程を変更いたしましたして、河野三君ほか二十三名提出農産物検査法の一部を改正する法律案の審査を進めたいと思います。

まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。河野三君。

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び甘し、生切干」を「甘し、生切干、あわ、ひえ、そば、でん粉、はつか、除虫菊、大麻、亜麻、ちよ麻、みつまた、こうぞ及びわら工品」に改める。

第四条中「米麦」を「米麦又は精米」に改める。

第六条第一項に次の但書を加える。

但し、農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第二項の日本農林規格が制定されている農産物については、この限りでない。

第七条中「包装及び品位につき、前条第一項の規格」を「及び包装、荷造等の条件並びに品位につき、前条第一項の規定により定められた規格又は日本農林規格」に改める。

める。

第十一条中「三百円を、」の下に「はつかにあつては一纏につき四百円を、」を、「一包装の下に」又は「束」を加える。

第十六条第二項中「包装又は票せん」を「包装、容器又は票せん」に、同条第三項中「包装」を「包装又は容器」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して四十日を経過した日から施行する。

2 農林物資規格法の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「規格証票」の下に「（農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第十六条第一項の規定により表示されたものを除く。以下同じ。）」を加える。

○河野三委員 農産物検査法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農産物の公正かつ円滑な取引と、その品質の改善とを助長するため、主要農産物について国営検査を実施するため第十国会において農産物検査法が制定されましたことは御承知の通りであります。当時同法の御審議に際しまして、さらに若干の品目を検査品目として追加すべきであるとの御意見が強く述べられましたことにかんがみ、かつまた同法制定後約一年間の経験に基きまして慎重に検討いたしました結果、あわ、ひえ、そば、澱粉等十二品目を新たに検査品目として追加いたすことが必要と考えられるに至つたのであります。これが農産物検査法の一部

を改正する法律案を提案いたします理由であります。

次に同法案の骨子につきまして御説明申し上げます。まづ第一点といたしましては、農産物検査法にいう農産物として、新たにあわ、ひえ、そば、澱粉、はつか、除虫菊、大麻、亜麻、ちよ麻、みつまた、こうぞ、わら工品等十二品目を追加いたす点であります。

これらの追加品目は、従来の品目のうち雑穀、いも類等と同じく希望検査として、その所有者または占有者の希望に応じて検査を実施して参るわけであります。第二点といたしましては、追加品目の検査規格であります。追加品目の中であわ、ひえ、そば、澱粉を除く他の品目につきましては、農林物資規格法に基いて日本農林規格が制定されているのであります。これらの品目につきましては、農産物検査法に基きまして別個に検査規格を制定するのではなくして、日本農林規格によつて検査を行つて参るのであります。

農産物検査法の一部を改正する法律案の提案理由及び法案の骨子の概略は、ただいま申し述べた通りでございます。が、何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことを切に希望いたします次第であります。

○松浦委員長 本案に対する質疑は次会よりこれを行ふことにいたします。

○松浦委員長 これより農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案の三案を一括議題といたし、審査を進めます。

○井上良二委員 この際、本法案につきましては一応委員会として質疑が終了いたしました。けれども、討論採決等に入ります前に、特にこの審査の終了にあたりまして、一応政府当局に、二点確かめておきたい問題がありまうので、お許しをいただきたいと思ひます。

○松浦委員長 お諮りいたします。右三案につきましては、前会におきまして質疑を一応終了いたしましたので、まづ三案より特に発言を求められております。これを許すことに御異議ございませんか。

○小笠原委員 時間を定めて、前例にならぬようにして、委員長のご許可することを希望いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 条件付で御異議がないようでありますから、それではきわめて簡潔にお願いいたします。井上良二君。

○井上良二委員 ただいまお許しをいただきましたのですが、私が特にこの際政府に確かめておきたいのは、農業災害補償法の一部を改正する法律案並びに関係二案は、農業災害の補償の上で重大な法案であります。関係から、本委員会といたしましては、きわめて慎重な態度で、あらゆる角度から検討を加えて参つておることは、政府も御承知の通りであります。この法案はたしか四月の十七日に本院に提出されたのであります。ところがこの法案が本院に提出されて、非常に問題の内容が重大であるところから、委員各位はそれ／＼必要な資料を集め、また関係方面ともいろいろ具体的に案の内容についての検討を加え、審査に必要ないろいろ／＼な対策を講じておりました。

き、政府は四月二十三日付で、農災法に基く長期建物共済事業の実施について、農政局長名をもつて各県知事に通達を出しております。一体農政局長が、この建物共済または任意共済というものについて、農業団体間においても非常に問題があり、また本委員会においても、この問題についてはきわめて取扱いを慎重に検討いたしておるのであります。またこの問題について、かつて委員から政府に対して、いかなる態度をとるかという点について質問があり、またした際に、農林大臣を代理した野原農林政務次官は、本問題がきわめて取扱いが重要であるので、政府としてまだ結論を出すに至つていない。慎重な態度で結論を出すように検討したい。こういう重大な発言を本委員会でも答弁をされております。しかるに一局長の名前をもつて全国の各知事に、建物の長期保険を実施せよという通達を出すという理由は、一体どこに根拠を置いておられますか。いかなる手続によつてかのごときことが許されておられますか、これは農業共済組合連合会とかあるいは農業共済全国協会とかいう中央的な指導団体が、傘下の団体に対して、かのごときことは法的解釈によつてやれるからやれという指示をいたし、指導をいたし、勧奨を示すことは自由であります。政府の監督官庁としての立場におけるあなたが、かのごとき具体的な通達を出すという理由は、一体どこにその根拠を置いておられますか、あなたがこれを出された後においてさえ、政府責任当局は、この問題にはまだはつきりした結論を出すに至つておらないという答弁をしておる。これとの食い違

いを一体あなたはどうお考えになりますか、その点を明確に御答弁を願いたい。

○小倉政府委員 建物の共済につきまして、第一点から申し上げますが、通牒を出しましたゆえには、共済事業全体につきまして指導監督というものが行政上の責任でございます。現在の法制のもとでは、少くとも共済組合も建物共済をやり得ることになっております。従つて若干の地方ではいろいろの形で建物の共済が行われておるわけでありまして、ところがそれをそのまま放置しておくということは、必ずしも望ましい方向に仕事が進んでいくかどうかという点については、だれしも安心するわけには参りませんので、現在の制度のもとにおいては、やつておる仕事をよりよく円滑にやるといふ以外には、行政当局としては措置をする方法がないのであります。従いまして、現在建物共済をやるとすれば、特に最近長期共済という企画がございますので、そういう企画があり、それによつて実行に着手している以上は、私どもとして望ましい形にそれを運営していただきたい、こういう趣旨でもつて通牒を出したのであります。

それから第二に、今回出した通牒は、建物共済を積極的にやれ、ないし建物の長期共済を積極的にやれと申しますよりは、長期共済となりますると相当の資金が共済組合に集まるということもございまして、私どもとしては、そういうファンドを組合なり何なりに預けて共済をやるといふことが、現在の共済組合として適當であるかどうかという点に若干の疑念がございます。従いまして、むしろそう

いう長期共済をやるならば、金融機関に金を預けて、その利子を換金にするといったような趣旨の方がよりよくはないかということもありまして、そういう趣旨のこともかねてうたつて、現在の制度のもとにおける運用に遺憾なきを期した次第であります。

○井上(夏)委員 時間がありませんから、簡単に要点だけ伺いますが、そういう長期建物共済実施に関する通達をあなた自身がご出しになるに付いては、農林政務次官なり農林大臣に了解を得ておられますか。

○小倉政府委員 これは、現在やつております仕事についてのいわば注意的な、指導的な通達でございます。これによつてその仕事を強制する、あるいは地方長官を拘束するということではございません。さうな趣旨の通達を出してはおるわけでありまして、従いまして、特に大臣、政務次官のあらかじめの御命令なりあるいは了承ということとは、形式的には得ておらないのであります。

○井上(夏)委員 この問題を私が特に本委員会の質疑を終了した後に取上げたいと思つておりました。先般も本問題に關しましては、建物共済についての競合がある関係から、政府としてもなかなかこの取扱ひには苦心をされておるやうであつて、まだ結論を得ていないという御答弁がございました。これは一務次官からされております。これは一つの政治問題になつておる。建物の共済の所管の問題については、いずれがこれを担当するが妥當であるかという問題については、一つの政治問題化して来ておるわけでありまして、そういう問題になつておるときに、しかも長期

の建物共済を勧奨するがごとき通牒を出されるというところは、私はそのこと自身が、——どの団体がそれを担当するが妥當であるかというところを議論しておるのではございません。そういうやり方自身がはなはだ遺憾を欠く、問題を一層紛糾させる禍根を残して行くじやないかという点を指摘したいと思ひますし、なおまた農災法による建物から見て、長期共済をやるといふ場合は、どうしても災害の危険に關する補償のみならず、貯蓄の意味が十分含まれて参ります。そういう面からも農業災害の本質の面からいいますと、大分問題の考え方をかえて行かなければならぬ。つまり民間火災保険とほとんど同じ考え方に立つて問題を考へて行かなければならぬという面がここに一つ出て来はせぬかと思ひます。なおまたこのあなたの通達を見ておると、おまじきと、農災建物の共済は風水害の事故を包括しておると思ふ。風水害による事故も包括するといふと、この危険は非常に大きいし、かつまた風水害によつて一体どれだけの従来農家の被害があつたかという統計的基礎もまだはつきりできていない。そういう統計上もきわめて不確実な資料であるにかかわらず、それを対象としてよろしいというやうな行き方は、農民をして非常にこの保険に対する危険の疑いを抱かせる原因をそこにつくりはせぬか。そういういろいろの点から、この問題が政治問題化しておりますとき

に、しかも法案が国会に提出せられた後に、かくのごとき通達をされるということは、事務当局と政府というものがこの問題に対して何ら話し合をしていない。たとえば、もつと私は具体的に

つつ込んでお伺いしますと、事務当局としては、建物共済は農業共済にやらずか、この点をばつきりしていただきたい。この通達が出ておる以上は、そういう意思が明確に動いておる。そういうお考えではつきり割切つてやられておる仕事ですか。それともそこまでは考へてなしにやつた仕事ですか。野原次官は、そこまで割切つた答弁はしておりませんから、その点は一つの大きな政治問題として、この建物共済に關するな

わ張り争いというものが相当熾烈に行われておることは、あなた自身がよく御存じであります。そういうときに、一方的にそういう指令を出したときに、事務当局としては、その方向を大體とらうとするのが正しい、こうお考えになつておるか、その根拠に立つてこれは出たものかどうか。またこの指令に対して、政治的に野原次官は一体どういふ政治責任をお持ちになりますか。この指令をあなたは全然知らなくてあつたという答弁をされたと思ひます。事務当局ではすでにそういう通達をはつきりいたしておりますので、あなたは全然そういうことについて知らずに、この問題は非常に困難な問題であるから、できるだけ諸般の情勢を考慮して検討する、こう言われておりますから、それらの点についても、十分お考えの上で御答弁願いたいと思ひます。

○小倉政府委員 共済組合と協同組合との間に建物についての問題があるというところは御指摘の通りでございます。しかしながら現在の制度では、とにかく両方ともやれることになつております。やつている以上は、その仕事

がとにかくうまく行くように考えるのが、行政当局としてはやむを得ない措置でありまして、問題があるから両方ともストツプするということとは、われわれ／＼としてはできないことではございません。もちろん制度の問題として、それはどこかにラインを引いてどうこうするということとは、当然考へなければなりません。やつてゐる限り、またやろうとする限り、どの機関としても問題を避けて、円滑に行くようにするといふことが、実はわれわれ／＼の責任でございますので、問題をさらに発展させる——大きくするという意味ではなくして、むしろやつておる仕事についてお互いに誤解のないやうに、あるいは仕事自体が円滑に行くやうにという趣旨でありまして、他意は何らございません。

○野原政府委員 建物共済をめぐるいろいろ／＼と微妙な問題がございます。これはよく承知しておりますが、それに関しましては、協同組合側の御主張あるいはまた共済組合側の御主張等を承りまして十分検討いたした、できるだけ円滑な解決の方法をとりたいといふやうに考へまして、目下それ／＼お話し合ひを進めておる段階でございます。近く円滑な結論が得られるといふやうに考へております。いづれにしましても、政府がこれを強制的に一方的に押しつけるというやうなことでなしに、双方が納得の行くやうな線で、円満な解決をするといふことでなければならぬと思ひます。この任意共済事業はきわめて重大な問題でありますので、われわれ／＼としましては努めて慎重に考へておる次第でございます。

○松澤委員 井上君の特別質問はこ

の程度にいたします。
それでは三案の取扱いにつきま
して、懇談会を開きたいと思ひます。

〔午後二時二十二分懇談会に入る〕
〔午後四時十九分懇談会を終る〕

○松浦委員長 共済関係の三法案の懇
談会は終りました。引続き肥料に関す
る件について調査を進めます。

本委員会といたしましては、すでに
肥料に関する小委員会を設けて逐時調
査を進めておつたのでありますが、最
近政府におきまして、国内価格の安定
と輸出問題等について基本の方針が決
定したように聞き及んでおります。こ
れよりこれらの点につきまして調査を
進めたいと思ひますが、まず先般來の
肥料に関する小委員会の経過について
小委員長に報告を求めます。河野謙三
君。

○河野(謙三)委員 肥料に関する小委員
会は、その後先週の日曜日に並びに今週
の火曜日の二回にわたつて開きまし
た。その審議の概要を御報告申し上げ
ます。

まず小委員会を先週金曜日に開きま
した場合は、一応の審議の目的といた
しましては、新聞紙上その他によりま
して、最近肥料が非常に生産が上つて
ストックがふえて来た、ついでに農林
省並びに安本等を中心としたしまし
て、全購運をして国内の肥料価格安定
の方途といたしまして、ある一定数量
を全購運に買わせしめる、かたゞ、肥
料メーカーに対して金融の道をつける
ということ、すでに大蔵省とも折衝
が進められておるといふようなことを
承知いたしましたので、これにつきま

して、この真相について農林省から説
明を聞いたのであります。同時に全購
運の出席も求めまして、これに対する
全購運の態度も聞いたのであります。

その際全購運といたしまして、こ
の際肥料メーカーに対する金融の必要
もある、これはぜひ政府としてや
つてもらふべきである、こういう意見
があつたので、この方向につきま
して、われわれ小委員会としては、一応
政府のつた措置を適當な措置と考
へまして、この具体化については、大
蔵省の方の金融関係がどうなつてお
るかということ、その際に農林省の金
課長に、大蔵省との折衝の経過をた
だしましたところが、金融課長の話で
は、まだ大蔵省が完全に同意するところ
まで行つていない、こういうことであ
つたのであります。引続き今週の火曜
日に大蔵省を呼んで、この問題の促進
方について当委員会としても大いに力
を盡そうということ、第一回の委員
会は閉じたのであります。

しかるに土曜日から火曜日にかけま
して、新聞紙上で再三にわたつて、
通産省、農林省の肥料輸出問題に対
する対立という、きわめて醜態な記事が
発表されましたので、突如突火曜日の
肥料小委員会は、大蔵省についての金
融問題をあつたまにいたしました。こ
の通産省、農林省の対立の真相につ
きまして、その間に安本も入られて、真
相をこれらの事務当局を呼んで聞きま
したところが、新聞の報道そのま
ま、きわめて深刻な農林省と通産省の
対立が行われておるといふことがは
つきりしたのであります。

その対立の概要を申し上げますと、
農林省の案はどこまでも国内の価格の

安定をはかる、その方途として一定数
量を全購運をして買入れしめる、そうし
てこれを一定期間たな上げする。なお
その上で余裕のあるものは輸出をこの
際認めよう。具体的数字を申します
と、農林省の案は全購運に十九万トン
のものを買入れしめる、あとの十一万
トンのものは国内のストックとしてこれ
は適當である、合計三十万トンを国内に
常に留保しておくことを前提に
して、なお余るものは輸出する。そ
れで農林省はとりあえず輸出可能数量
としては、七万トン程度のものは七月
まで輸出していいだろう、これが農林
省の案であります。通産省の案は、一
切農業団体に肥料を買入れることは希
望しない、余るものは輸出によつて需
給を調整して行くべきものである。国
内に肥料のたな上げ、また全購運等に
よる金融というものは、通産省として
は考えてもいないし、希望もしてい
ない、ということ、ここが根本的にま
つた食いついておるのであります。そ
の間に、安本はどういうふうな
仲載案を持つておるかという、安本
には理論的何らの根拠のある仲載案と
いうものがないので、ただこの間を歩
み寄つて、まん中をとつて何とか話を
つけようということ、安本が努力し
ておるといふことがわかつたの
であります。

その後、小委員会が開かれました。そ
の日の午前の開議におきまして、聞く
ところによりましますと、開議では国内の
肥料を確保すると同時に、輸出の問題
を扱う、この輸出と国内の肥料の確保
は、相並行して行くべきものである。
その場合具体的に全購運に幾ら買入れ
めるか、また輸出を幾らにすべきかと

いうことにつきまして、今後お互い
三省の事務当局の間で十分検討して、
これを決定する、こういうふうに関議
がなされたように聞いております。

現在までの小委員会の審議の経過、
並びに最近の輸出問題に対する事情は
さうになつておりますので、この際
一応審議に先立ちまして、小委員会
の報告を申し上げておく次第であり
ます。

○松浦委員長 次に政府側からこの間
の経緯並びにその方針等について、政
府の説明を求めたいと存じます。野原
政務次官。

○野原政務次官 ただいま小委員長の
河野さんからお話がありました。大
体御報告の通りであります。ただ通
産省との間に深刻な摩擦があるとい
う点だけは、さうなことはありませ
ん。その間にいろいろ意見の相違は
ございまして、目下その調整に努力し
ておりますが、決してさうな摩擦のな
いことは、ここにはつきり申し上げ
ておきます。

ただ農林省の主張としましては、今
申し上げましたように、この際国内に
おける需要量は国内において確保して
おく、さうして輸出余力の分を輸出を
認めて行くという線、あくまでも行
かなければならぬといふふうに考
へておるのであります。当然、協同組合に
対する大体十九万トンについての融資
をいたして買上げをするといふふうな
措置を必要とするわけでありま
す。これもいろいろ折衝しております
ので、近く円満に農林省の主張通り話
がきまると確信をしておりますが、た
だいままで話がきまりませんと、通
産省側がせつかく心配しておられる輸

の方、勢いきまらぬことになりま
すので、双方があまり結果が芳ばしく
ないことになりまします。従つてなるべく
早い機会に、両者円満に話し合ひが
つくといい結論を私は期待しておるわけ
であります。幸い最近の生産事情も順調
でございますし、従つてある程度のス
トックも出て参ります。メーカーはさ
うな点では、少しあせつておるもの
も出ておるといふふうなことで、価格
の問題等も、漸次われわれが予想した
よりも順調になつておるといふ点で、肥
料の問題は最近非常に前途が明る
なつて参りました。この際この機会に、
少くも三十万トンは確保しておき
たい、さうして余力のあるものにつ
いては、輸出に對してはこれを承認す
るにやぶさかではないといふ方針を
堅持しておるわけでありま
す。○松浦委員長 質疑があれば発言を許
します。足原君。

○足原委員 今いろいろ経過をお伺
したのであります。元來今回十九万
トンを全購運が政府融資を受けて一
応買いつけるということは、先般の肥料
小委員会においても、全購運当局にも
来てもらひまして、いろいろその目的
について質問もし、意見の交換もした
のであります。政府のこれに對して
協力をして行かれるという意図は、ど
こまでも私は農民のための措置でな
ければならぬと思つておるものであり
ます。今開いておられますと、全購運にも融資する、
メーカーにも融資をする、こういう
ことになりましますと、世間が考へて
おつたように、これは値下りに対する
入れであらう、農村ではこういう非
常に非常にあるのであります。今政
務次官のお話を聞いておると、事実上こ

いま一つは、大體今度の九百三十円という全購が処理しようとする價格の根據についてであります、その点については、どういふところからこの九百三十円というのが出ておりますか。元來申しますと、麦も今回は統制が撤廃になる方向に向つておりますが、事實上においては、一つの支持價格がしかれておる結果になり、米においてもなお統制は存続されておつて、政府がこれを決定しておるのである。従つて農業生産資材の王座を占めておる肥料の價格については、當然米価なり麦価と見合つた價格が決定されることを農家は考へておると思ふし、またそうでなければならぬと思ふ。そういつた見地から、この九百三十円というのは、一體どこにその基準を置いて定められたのでありますか。通産省と円満に話

○野原政政府委員 農林省として
は、常に農民の立場ということを主眼
にいたしまして、すべての行政をやつ
ております。肥料に対しまして、通
産省における輸出等の問題につきま
しても、常に問題となり、われ／＼と相当
意見の対立、あるいは相違を来して、
今日御審議を願つておるように、この
輸出というふうな問題になりますと、
なか／＼簡単にほきはまらぬということ
自体が、われ／＼が農民の立場に立つ
ていろ／＼努力をしておるといふこと
の裏書でもあらうと思ひますので、議
論にわたりますから、この辺にしてお
きますが、われ／＼は決して農民の立
場を無視するやうなことは、絶対に考
へていないつもりでございます。

また肥料の値段につきまして、九百三十円というのは、どういふところから来たかというのでありますが、これはメーカー側と全購通則との間に、さような話合いのあるということも何つておられますので、われ／＼としまして別に九百三十円ですらうというよりなことで今のところございませぬ。これはできるだけ安くという政府の方針でありますので、農民団体であるところの協同組合と、肥料のメーカーとが話し合つておる線が、九百三十円というような話であるということは考

○足岡委員 それはその通りであります
すが、九百三十円というのは、メーカ
ーと全購との間に商談として進められ
ておるといふことも事実でありまし
う。しかしまたその裏づけとして、政
府融資なりいろ／＼な融資対策が、政
府も暗黙にこれを認められながら進め
られておるといふことも事実でありま
しょう。さういふしますと、これは
次官が言われるように、ただ単にメー
カーと全購との商談である、一概にチ

う簡単に私は言い切れないと思う。これは当然こういう施策が行われるということは、ただ單に現在の肥料の値下り期におけるこういう対策が行われることのみならず、むしろ値上るときに強力な措置が講じられるということをあわせ考へて、この問題は取上げるべき筋合いのものであります。そんな見地から申しますならば、当然国がこの対策をとつて行かなければなら

らぬ性質のものであります。それをただ単に全購とメーカーとの話合いのものであるから、九百三十円の一つの價格というものについては、政府は関知しないというようなお考え方自体が、私は了解に苦しむものであります。そういう点で、これはこの場限りのものとしてお考えになつておるのであります。かういふ今後肥料の値下りするいは値上り等に対するところの価格の調整等について、何らか恒久的な施策が必要ではないかということ、私どもとしては考えざるを得ないです。そういう対策をあわせ考えない限り、このたびの措置というものは、結局において、私どもは農民の犠牲にいてメーカーをある程度救済して行

○野原政府委員 今回の措置は、現在における肥料の事情、現在高であるいは生産の状況その他需給事情等を考え、臨時な措置として最も必要な措置であらうというふうに考えまして、この措置に出ようとしておるのであります。これを恒久的なものとして考えようかどうかということにつきましては、別個に十分研究いたしまして進めたいというふうに考えております。

○足座委員 私はいつかの農林委員会でも申し上げたのでありますが、現在の肥料の配給の実態というものを見ておきますと、末端においては、御存じのように農協と肥料商との配給の実態というものが七、三ないし八、二というような大体の実績が出ておる。これは末端の農民に接触しておる実績であります。ところがこれが果段階、国の段階に入つて参りますと五対五と言われております。そこに非常に現在全農の市場統制力の面に私は大きな欠陥があると思う。その市場統制力を、ある程度農民のための市場統制力を考えて行く場合には、少くとも末端の肥料配給実績に、中央の系統機関においてもこれにマツチする配給の実績が生

○河野(農)委員 そういふ抽象的のことを私は聞いてゐるんじやない。あなたは化学局長になられて、大分肥料のことはうるさいので勉強されたと思ふ。化学局長になられて一箇月や二箇月なら、きよりの答弁で満足しますけれども、私はそういうことを聞いてゐるんじやない。今、春肥のまつ最中である。あなたの一言一句というものは、全国の農民に非常に大きな影響がある。そこで具体的に、国内の今後の肥料の価格の安定を——長いことは別です。この春肥中でもない。この二、三箇月の国内の肥料の価格を安定させるためには、肥料を確保しなければならぬ。そういうふうにするためにはどういふ方途を持つておられるか。農林省では一つの方途を出しておられる。あなたの方はどういふ方途でこれにこたえられようとするか。どういふ方途を講じて、しかる後に輸出をしようにするの。私はこれを具体的に伺つてゐる。今肥料をたくさんつくればよいなどといううなことを聞いてゐるんじやない。具体的に伺いたい。

○中村(農)政府委員 国内の肥料の価格の状況であります。これは四月以降の生産状況、先般秋以来の価格の状況、輸出に對する計画的な措置といううな方面から見まして、国内の肥料の価格が高騰することはまず考えられない。本年の二、三月ごろの状況から見れば、むしろ下降の状況になつておりますので、この状況から見まして生産の見通しというのを考えますと、価格に對して特にこの際これが抑制措置と申しますか、そういうふうな手段を具体的にすぐ必要はないのではなからうかと考えております。

○河野(農)委員 私の方から具体的に聞きます。国内肥料の価格の安定確保の方途として、全購通をして持たしめる、こういうことについてはあなたの方の御意見はどうでございますか。

○中村(農)政府委員 昨年、肥料の生産並びに価格の問題といたしまして、需給調整といううな問題が起つたのでございまして、通産省といたしましては、この生産の増強で対処するのがよいということでございます。この方針に従つて今日まで進んで来ておる次第でございます。このうな生産増強ということが現に実現せられておりますし、同時に二十七肥料年度におきましても、生産の確保という点においては、電力その他の重要な問題について十分対処して行き得るという状況でございますので、特別に需給調整的な措置は必要ないのではなからうかというふうに現在考えております。

○河野(農)委員 時間がありませんが簡単に質問しますから、私の伺つてゐることだけを要点だけ答弁してください。あなたは通産大臣から閣議決定の内容を伺つておられますか。

○中村(農)政府委員 閣議の決定という筋では聞いておりませんが、閣僚間の話合ひということについてお話があったように聞いておりますが、いわゆる特別な需給措置をとるといふうなことがきまつたようには私承つておりません。政府余剰金の融通による特別措置ということがきまつたというふうには聞いておりません。

○河野(農)委員 閣議決定か閣僚懇談会か知りませんが、あつて、それについて、私は安本長官から聞いて

おりますが、輸出の問題と相並行して国内の肥料を確保するその手段として、全購通をして一定量を持たしめる、先ほど私は委員長報告にいたしましたように、その場合、数量についてはこれから検討するのだ、こういうふうに聞いておりますが、重大な問題ですから、あらためて通産大臣に聞きますが、あなたは通産大臣からそのように聞いていないとおつしやるのですか。

○中村(農)政府委員 いわゆる政府資金をどうするといふうな問題について話合ひがきまつたというふうには承つておりません。

○河野(農)委員 輸出の問題と並行して国内の肥料を確保する。これは並行してやる。その国内の肥料の確保については、言わずと知れた全購通をして一定数量を買わしめる。その場合に大蔵省で政府余剰金か何かでめんどろをみよう。こういう線までは閣僚懇談会できまつた。数量についてはきまつた。こゝろ私ははつきり三回にわたつて安本長官から、しかもこの委員会が始まる十分前に安本長官に呼ばれて、会つて、聞いてゐる。通産大臣は大部分年寄りのうだが、まさかもうろくしてあなたに間違えた通告はしてないと思ふが、今あなたのおつしやつたことは、通産大臣は確かにそう言つておりますか。

○中村(農)政府委員 私が確かめました点は、国家資金の問題、特別融通といううな措置についての点はきまつておられ、いわゆる国内の供給の問題ということについては詳しく承つておりません。

○河野(農)委員 これはきわめて重大な通産省内部における不統一の問題である。あらためて私は通産大臣の出席を求めて伺いたいと思ひますが、しかば化学局長の意見として伺ひますが、あなたは国内肥料の確保の方途として、全購通をして一定量を買わしめて、これに肥料の金融をしてやつて、かた／＼メーカーの肥料の金融をつけてやる、こういうことについての御意見は、今までは反対のようでありましたが、今もつて反対でございますか、これを伺ひます。

○中村(農)政府委員 全購通の買上げに對します計画購入と申しますか、これは従来もやつておることを承つております。これが金融的措置の方法という点につきまして、私は今閣僚懇談会の決定の範圍というもののについて、明らかな話を大臣から承つておらない、こういう意味でございます。

○河野(農)委員 政府委員に御注意申し上げますが、質問にはつきり答えることをやつていただきたいと思います。

○河野(農)委員 私は大臣の話は別として、化学局長としては、全購通に肥料を買わして、そうして一定数量を国内の肥料の確保の方法としてたな上げさせる、そうしてかた／＼メーカーに金融措置をするという、この農林省のこの間の閣僚懇談会の案について、あなたは一体どういふふうにお考えになるかというのです。

○中村(農)政府委員 政府資金の特別融通といううな裏づけによつて、こゝろいつた需給調整的措置をとらないでもよろしいのじやないかと私は考えております。

○河野(農)委員 化学局長と話していてもしかたがありませんから、私は最後に農林省に伺ひます。特に政務次官に伺ひますが、先ほど政務次官は、現在までの経過において、農林省の主張であつた三十万トンの肥料を国内に確保する、その内訳は十九万トンを全購通に買わしめる、あとの十一万トンは操作作用に持つ、そういう従来農林省の主張は断じて引かない、もしこれについて通産省が妥協して来ないならばメーカーが困るだけである、こゝろいふうな御意見を先ほど御発表になつたと思ひますが、これについて、かたがたその後の閣僚懇談会においても、数量は別として、農林省のこの線と同じうな閣僚懇談会の結論が出たようでありまして、これについてあらためて私は念押しいたしますが、農林省は断じて今後変更する意思がないということでありまして、どうですか、これを伺ひたいと思ひます。

○河野(農)委員 農林省の態度は常に不変でありまして、この点に關しましては、あくまでも当初の考えを押し通すつもりでございます。

○河野(農)委員 私は簡単に伺ひますが、どうも今の質疑応答を聞くと、私ははなはだ奇怪にたえない。私は何も農林省に百姓のためにのみやつてくれということを注文しない。また通産省に貿易のみに働きかけてくれというのを、これもまた注文しない。特に局長あたりになると、国家の見地から見て、相当余剰があつたら貿易もよろしかろう、また農林省の方だつて、何も余剰物があるものを輸出することを云々するんじやあるまい。しかるに事ごとくに、これは私が農林委員長をしてゐる

時代から、もう三、四年になる問題です。それを通産省というところはなかなかひねくれもので、とてもよく手に入らないで来たんだが、一体局長なんかにいうものは、下の方の課長連中にけつをまくらないで、まぐられちゃつて、官判ばかり押しているんじゃないか、ぼくはそう感じてゐる。今河野君との質疑応答を聞いてもそう考えられる。新聞に軋轢があるなんて出されるりくつはない。苦しまぎれに政務次官が、軋轢でない、意見の相違だと言ふけれども、それはどつちがほんとうだかわけがわからない。軋轢というのは火がつくところまで摩擦しなければ軋轢ということではないとぼくは解釈するんだ。役人同士新聞に出るところまで議論をすれば、これは大なる軋轢である。私は興党の方から役人の攻撃もしたくはない円満にやつてもらいたいんだけれども、どうもこの肥料に關する限りあまりにひどい。ことにメーカなどというものは、農林委員会に一回も了解を求めに来たこともなければ、説明に来たこともない、これはふしぎな現象だ。ところが聞くところによれば、何と通産省とメーカの方々に密接な關係があつて、農林委員会なんか顔を出してもむだだ、あんなところへ行くなというので、下の役人どもは横の連絡があるために、さつぱり顔を出さないという。だからわれわれは何のことも聞かない。結局これはあなたが化学工業の基礎確立のためにとか、いいことを言っているが、化学工業の基礎を確立したり、肥料の価格を安くして農民の得にしたりなんてうまいことは、どつちにしたつてできっこないんだ。そこでこれをあまり通産

省ががんばると、どうせ肥料だけは農家は絶対に買わなくてはならぬ。どんな貧乏な家だつて千円や二千円は肥料を買つたに出さなければいかぬ、それだから全国の農民から二千円ずつ集めて肥料製造会社をこしらえて、通産省のお世話にならぬぞとまでけつをまければ、これは一番強い。また農林省は今からそこで準備をし、覚悟しなければ、これはいつまで關係懇談会をやつたつてもきまらぬぞ。だから農林省は農林省で独立して肥料製造にかかつた方がいいんだ。そうすると高からうが安からうが、自分でこしらえるものだから、そんな大きなお世話はいらない。通産省が持つてゐるからこゝなつてまらぬことになる。それに対してどうだ、通産省は賛成するかしないか、これは化学局長、けんかするよ農林省にやつてもらつた方がいいと考へないか、それをまずこしらえてみたらいいじゃないか、それからだ。

○中村(農)政府委員 化学肥料工業の經營を農民にやらしたらどうだ、こういうように承ります、今日の化学肥料工業も相当發達して参りましたが、国内の需要というのに対して供給力は十分備えております。一面國際競争に打ちかつて、これが市場確保というような段階に参つておる化学肥料工業でございます。通産省としては、この化学肥料工業をまず、合理化あるいは近代化したしまして、農村に對します肥料の供給を低廉に、豊富に、しかも良質というような方向に指導をして参りたいと思ひます。

工業をやれば、農民が迷惑だということ。摩擦なくして農民の方にも安い肥料を供給して、それから貿易の方もやつていただくということで、農林省とひつぱり合つて行くならよいけれども、ぼくはさつき言つた通り、三年以來すつたもんだ、すべつたころんだやつておつても、あなたの方の自分の課長連中と主任が、どうのこうのとなか／＼大したことまで言う。これはもうぼくも参つた、それは河野君みたいな専門家が来てても、これで押しつぶされちやつて、りくつばかり言つても實際は負けておる。とてもかなわぬから、何とか解決つける方法にはいかにか今日化学工業が發達したといつても、それは貿易重点主義の方に参つて、農業を顧みないような傾向があるから、そこに衝突が起ると思ふ。それよりは、農民の方が自給のためにおのれがやることになつて、工場を設置して自分で製造し、自分で自給を求めるといふことになつたら、これはたのメーカ連中も通産省も早く目がさめる、円満なる方法はこれよりほかはないと私は考へておる。あなたの方がけんかされた、摩擦されたというより、この問題を農民全体に呼びかけて、千円ずつ出し合つてつばな工場を建てることにあなただが賛成したらどうだ、そうして円満にすればこれくらいいいことはない、全購連がどうのこうの、反対も賛成もそんなことは吹っ飛んでしまふ、解決がつく、こんなよい方法はないと思ふが、あなたは御意見をどうのこのうの、發達したのどうのといふことを言わないで、率直に賛成する方法はないか、そうして大臣まで賛成さ

せて、それは早くきめようじやありませんか。どうだい、それは。

○中村(農)政府委員 ただいまの御意見でございますが、先般申し上げましたように、化学肥料工業の今日の現状からいたしまして、これを基礎にしてさらに合理化あるいは近代化したしまして、先ほど申しましたように低廉、豊富、良質という肥料の供給をはかつた方がよろしいと思つております。

○吉川委員 どうも化学局長との応答を伺つておりますと、これは今始つたことではない、私の知る限りでも、終戦後歴代の化学局長がみな同じようなやり方で答弁をされてゐる。はなはだ不徹底なんだ。いや、ある意味においては徹底しているかもしれないが、私もからすれば、化学局長は米や麦を召し上らないと見える。われ／＼は米や麦を食べてゐるものでございまして、少し考へ方が違ふ。そういう方とくらへて問答をやつてゐてもむだですから、私は動議を出したい。最近日中に通産大臣を呼んでいただいて、責任ある大臣と徹底的にこの問題を解決したいと思ふ。それをお諮り願ひたい。

○通産委員代理 吉川君から動議がありました、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○通産委員代理 それでは最も近い機会に通産大臣、安本長官、それから農林大臣を本委員会に来ていただきまして、この問題の徹底的な論議をしたらどうかと思ひます。

○平野委員 ちよつと化学局長に一点だけ伺つておきたいのですが、今度の輸出の問題について、農林省と非常な意見が違つてゐるようですが、通産省では、化学局長としては全購連に持た

して資金を融通するということにも反対であるといふことがはつきりいたしました、さらにその上で二十万トンの輸出を主張しておられるようですが、その輸出をしても計画増産が達成されてゐるのであるから、肥料の市価に影響はないといふふうにお考へになつてゐるかどうか、その点を伺ひたい。

○中村(農)政府委員 今日の生産状況と二十七年度の生産に對します努力といふことをあわせ考へまして、価格の安定と申しますが、やはり相当需給の關係も安定いたしましたし価格の安定も期待できる、こゝういふぐあいに考へております。それから關係懇談会かと思ひますが、その際のお話の筋で私が申し上げた点ではつきりいたさない点があるかと思ひますので、もう一言申し上げておきますが、全購連の買上げの問題に關連しまして、これが資金をどういう方法で出すかという点につきます。政府資金の余裕金を使うか使わぬかという点につきます。これは、關係懇談会ではきまらなかつた、こゝういふやうなぐあいに私感したものでございまして、先ほど河野委員への答弁にそゝういふ意味でお答へいたしましたのであります。

○平野委員 そゝういふ抽象的な御答弁をお願いしてゐるわけにやなしに、今度の通産省の御見解の通りに執行した場合において、肥料の市価が現在よりも高くなるというのではないのかどうか、その点を伺つてゐるのであります。

○中村(農)政府委員 通産省の本肥料年度におきます輸出数量につきまして、大体二十万トンの輸出を、この際

海外市場も希望いたしておりますので数量を確保いたしたい。同時にこれに引続きまして、輸出をする場合には国内の状況を見まして、機動的にと申しますかそういった方式で、国内の需給の安定ということを前提とした方式でできるだけ取上げて、その方式でやつて参りますれば、価格の安定ということも期待できるのではないかと思います。

○平野委員 価格の安定というように抽象的なことでなしに、現在の市価よりも高くなるかならないか。高くないという御見解なのかどうかということ——今安定という言葉がありましたが、安定という御意見がある以上は、肥料価格ほどの程度が妥当だという御意見があるはずなんですが、肥料価格は現在幾らであつて、将来幾らが適当であるか、具体的に数字的にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○中村(展)政府委員 非常に具体的な御答弁を申し上げなければならぬかとも思ひますが、今日の肥料の輸出の状況あるいは国内の最初の二百二十万トン程度の需要というものが、相当大幅に減じている、こういうような状況から行きまして、再生産を可能ならしめるような価格という点から見て、この現実の価格が適当であるかどうかというところは、もう少し慎重に検討しなければならぬかとも思ひます。しかしただいま申しましたような生産の状況、今後の輸出ということにつきましては、先ほど言いましたような点で考えておりますので、今日の価格の安定状況を維持することができ、こういふぐあいに考えている次第であります。

○通産委員代理 ちよつと政府委員に御注意申し上げる。あなたの答弁は一つも質問に答えておられない。もう少しはつきり質問に答えるよう、誠意をもつて御答弁を願ひます。

○平野委員 安定市価を維持するといふあなたの御発言は、現在より価格が上らない、こういうことですかどうか。念のためにひとつ伺つておきます。

○中村(展)政府委員 現在の価格が今後持続するような組織ということは、先般輸出をいたします際に国内のメーカに価格を上げない、また価格につきまして、政府としてその必要があれば、十分勧告その他の処置をとつて進んで行くという考えを持つておりますので、価格の安定を期待してゐるのであります。

○平野委員 今のお話では、要するに価格の安定を維持するというわけですから、通産省の意見を強行しても価格の上昇を来さない、こういう御答弁だというふうに了解しておきます。

しかし、もう一点伺つておきたいことは、今あなたのお話の中に、二十万トン輸出してさらに輸出を続けたいというお言葉がありまして、そのときには何らかの国内の操作の方式をとるといふお話がありました。その方式は通産省でどういふふうにお考えになつてゐるのか。これを最後に伺つておきます。

○中村(展)政府委員 これは輸出の時期をそろさないといううな意味合いで、国内の生産状況あるいは国内の消費の状況で、ある基準というものができますれば、それをもとにいたしまして輸出数量を考えて行くといううな

考えでございます。これはもちろん農林、安本と十分打合せなければ、この方式は具体化できないのであります。で、そういった方式が実現できますならば、私は国内の需給並びに価格という見地から行きまして、心配はないのじやなからうかと考えております。

○通産委員代理 次会は明日午前十時より開会いたすことにいたしました。今日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

第十三回国会 農林委員会 衆議院 録第十五号 中正誤

頁段行	誤	正
二五三第七十五條		第七十四條
二五三第七十五條		第七十四條
二五三第七十五條		第七十四條
衆議院 農林委員会 録第二十五号		中正誤

頁段行	誤	正
一五三綜合		綜合

昭和二十七年五月二十九日印刷

昭和二十七年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所